

令和元年6月19日
指 導 室

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について

区内の学校において発生した、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、校内に設置した学校いじめ問題調査委員会の調査結果を報告する。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）より

(2) に該当する事案について：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。

(1) (2) に共通すること：児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 事案の概要及び江東区教育委員会の見解について

(1) 事案ア 重大事態(1)

① 被害生徒	区立中学校2年生(当時)
② いじめたとされる生徒	区立中学校2年生(当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	平成29年12月頃から平成30年2月頃まで
④ いじめ訴えのきっかけ	本人及び保護者からの訴え
⑤ いじめの様態	悪口、いやなことを言われる、蹴られる、物をとられる

○ 江東区教育委員会の見解

関係生徒等の聞き取り調査及び被害生徒の保護者の申し立てより、被害生徒は、学校内の人間関係において苦痛を感じていたことが認められる。このことから、いじめを認知することができる。しかしながら、聞き取り調査等によると苦痛を感じさせる原因となる具体的な事実は確認できなかった。被害生徒は、2年次の2月中旬から事故(※)発生時の3年次11月中旬まで不登校の状況であった。通級指導学級に登校していたものの、友人関係が狭くなり、事故当時はライン等で連絡できる友人もいなく孤立してしまったことが伺える。また、健康面や進学への不安などが重なり心的負担が大きくなったと考えられる。学校は、担任を通して被害生徒及び被害生徒の保護者と継続的に連絡を取っていたが、子どもの心に寄り添った対応は十分ではなかったと推察できる。令和元年5月現在、被害生徒は精神面、摂食障害の治療のため入院中である。今後とも、当該校と本教育委員会は、継続的に被害生徒の保護者と連絡をとり、被害生徒の病状の把握に努めるとともに、退院後の進路相談等を適切に行っていく。

※ 事故：平成30年11月に被害生徒が身体に重大な障害を負った事故

(2) 事案イ 重大事態(2)

① 被害児童	区立小学校3年生(当時)
② 加害児童	区立小学校3年生(当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	平成30年12月20日
④ いじめ訴えのきっかけ	本人からの訴え
⑤ いじめの様態	悪口、軽くたたかれる、いやなことをさせられる

○ 江東区教育委員会の見解

被害児童は加害児童から、異性のトイレ出入り口の扉を開けるように言われたり、悪口を言われたりするなどした。被害児童から訴えを受けた、担任代行の副校長は、速やかに加害児童から聞き取りをするなどして、事実関係の把握に努めるとともに、いじめの行為を踏まえ加害児童への指導を行った。しかしながら、被害児童の保護者へ連絡し、状況を説明することや事実関係の把握が十分でなかったため、早期解決にいたらなかったと考えられる。学校は、被害児童の保護者からの申し立てを受け、改めて加害児童から聞き取りを行い、被害・加害双方の保護者に聞き取った内容を伝えるとともに、新たに分かったいじめについて加害児童が被害児童に謝罪するなどした。現在、進級した被害・加害双方の児童は、クラス替えに伴い別々のクラスで学校生活を送ることができている。今後も当該小学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めていく。

(3) 事案ウ 重大事態(2)

① 被害児童	区立小学校5年生(当時)
② 加害児童	区立小学校5年生(当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	平成31年1月22日
④ いじめ訴えのきっかけ	保護者からの訴え
⑤ いじめの様態	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○ 江東区教育委員会の見解

被害児童は加害児童から、廊下でうつ伏せに押さえつけられたり、異性のトイレに雑巾を入れられたりするなどした。被害児童の保護者から訴えを受けた副校長は、翌日、被害児童及び加害児童から聞き取りを行うとともに、加害児童に指導した。また、被害・加害双方の保護者に指導内容等を伝えた。被害児童は、本件発生後、学校を欠席するようになってしまったが、進級に伴い学校復帰を果たし登校できるようになっている。加害児童も、新たな担任の指導のもと、より良く変わろうと努力する姿が見受けられる。

今後も当該小学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めていく。

(4) 事案エ 重大事態(2)

① 被害児童	区立小学校5年生(当時)
② いじめたとされる児童	区立小学校5年生(当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	被害児童の保護者から申し立てのあった日(平成30年6月)
④ いじめ訴えのきっかけ	保護者からの訴え
⑤ いじめの様態	悪口、冷やかしやからかい、ノートへの落書き

○ 江東区教育委員会の見解

学校は、被害児童の保護者から、紛失していたノートが数十ページに渡り落書きされた状態で自宅の郵便受けの中から見付かったこと、また、級友から被害児童が「ノートのことぐらいで騒ぐな」と言われた等の訴えを受けた。関係児童から聞き取りを行ったが、いじめの事実は確認できていない。問題の解決を図ることができない状況が続き、被害児童及び関係児童共に本件に関する事で心的負担をかかえ学校に登校することができなくなった。

現在、進級し別々のクラスとなり、関係児童は通常通り登校し、被害児童は遅れて登校する状況が見られるものの、登校することができている。

本件については、被害児童及び保護者、関係児童及び保護者の認識に相違がある。教育委員会としては双方の思いや考えを受け止めることができるよう、学校の相談体制を整えるとともに、こどもたちが安心して登校できるよう指導・助言していく。